

一般競争入札公告

天板拡張器具の購入（中学校分）について、次の通り一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和5年12月21日

葛城市長 阿古 和彦

第1 競争入札に付する事項

1. 事業番号 ー
2. 業務名 天板拡張器具の購入（中学校分）
3. 施行場所 葛城市 市内 地内
4. 履行期間 契約日 から 令和6年2月29日（木） まで
5. 事業概要 8月30日に開催された子ども議会において、白鳳中学校の生徒から提案された、タブレットの利用に伴い机が狭くなって使いにくいという意見に対応するため、机の天板を拡張する器具を市内中学校全学年分（1,150個）を購入するもの。
6. 条件付一般競争入札（事後審査型）
7. 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。） 4,120,000 円
8. 最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。） ー 円
9. 落札者の決定 予定価格（及び最低制限価格がある場合はその価格）の制限の範囲以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。なお、落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札には、令和4・5年度における葛城市建設工事等入札参加資格審査申請を提出済みの者で、次に掲げる要件を全て満たす者のみが参加することができます。

1. 参加希望業種 D-2-① 教材用具
2. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
3. 会社更生法（平成14年法律第154号。）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
4. 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
5. 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加の停止等措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、一般競争入札参加申請書の提出期限から入札執行の日までの期間に指名停止を受けていないこと。
6. 葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年葛城市告示第125号）別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当する者でないこと。
7. その他法令等により許認可が必要な場合はその許認可。

第3 入札の方法等

1. 本入札は郵便入札により実施しますので、別紙「郵便入札の手引き」により入札書等を作成のうえ、郵送してください。
2. 提出期限 令和6年1月26日（金）必着。

3. 提出場所 開札日前日までに「大和高田郵便局留 葛城市役所 総務部 管財課 宛」で郵送にて到着すること。
4. 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
5. 入札執行回数は、1回とします。
入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、葛城市契約規則（平成16年葛城市規則第34号）その他関係法令等を遵守してください。

第4 開札の日時及び場所

令和6年1月29日（月） 午後2時30分 葛城市役所 新庄庁舎 4階会議室

第5 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1. 審査日 令和6年2月1日（木） 午後3時まで。（持参に限る）
2. 審査場所 奈良県葛城市柿本166番地 葛城市 総務部 管財課（新庄庁舎4階）

第6 その他

1. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

2. 入札の無効

葛城市入札者心得又は入札条件に違反した者の入札は、無効とします。

3. 入札書の提出 入札に際し、入札金額を記載した指定様式の入札書の提出を求めます。なお、入札書には必ず記名押印してください。
4. 申請書等に関する書類の作成に要する経費は、提出者の負担とします。
5. 提出された申請書等は返却しません。また、提出期限の日以降における当該書類の差し替え及び再提出は認めません。
6. 契約書の作成等を要します。
葛城市契約規則第19条の規定により契約書を作成し、落札決定後速やかに契約を締結します。ただし、落札（候補者）者が契約締結までの間に、入札参加資格の喪失又は葛城市の指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。
7. 本契約の成立

本事業の契約において、葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当する場合は、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとなります。

第7 入札手続きを担当する課

〒639-2195

奈良県葛城市柿本166番地（新庄庁舎） 葛城市 総務部 管財課

TEL：0745-44-8217（直通）

入札説明書

天板拡張器具の購入（中学校分）にかかる公告に基づく条件付一般競争入札（事後審査型）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札に参加しなければなりません。

1. 公告日 令和5年12月21日
2. 契約者 葛城市長 阿古 和彦
3. 競争入札に付する事項
 - (1)業務名 天板拡張器具の購入（中学校分）
 - (2)納入場所 葛城市 市内 地内
 - (3)事業概要 8月30日に開催された子ども議会において、白鳳中学校の生徒から提案された、タブレットの利用に伴い机が狭くなって使いにくいという意見に対応するため、机の天板を拡張する器具を市内中学校全学年分（1,150個）を購入するもの。
(詳細別紙仕様書等参照)
 - (4)履行期間 契約日より令和6年2月29日（木）まで
 - (5)入札方法 条件付一般競争入札（事後審査型）
4. 一般競争入札参加表明書の提出
 - (1)提出期限 令和5年12月21日（木）から令和6年1月12日（金）までの葛城市の休日
を定める条例（平成16年葛城市条例第2号）第1条に定める市の休日を除く、
毎日午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
 - (2)提出場所 葛城市役所 総務部 管財課（新庄庁舎4階）
 - (3)提出部数 1部
 - (4)提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は令和6年1月12日（金）必着）
5. 仕様書等に関する質問及び期限
 - (1)質問の提出期限 令和6年1月12日（金）午後4時まで
 - (2)提出方法 事前に電話連絡したうえでの電送に限る。
 - (3)提出先 教育部 学校教育課
TEL：0745-44-5108 FAX：0745-48-3200
 - (4)質問書等に対する回答及び期限 令和6年1月19日（金）
6. 同等品の確認申請及び期限
 - (1)提出期限 令和6年1月12日（金）午後4時まで
 - (2)提出方法 同等品確認申請書兼確認結果通知書（様式2）に必要事項を記載し、必要書類を添えて下記(3)の提出先まで持参又は郵送により提出してください。
(郵送の場合は令和6年1月12日（金）必着)
 - (3)提出先 教育部 学校教育課
TEL：0745-44-5108 FAX：0745-48-3200
 - (4)確認申請に対する結果通知期限 令和6年1月19日（金）

※同等品の確認申請は1者2品までとします。

※同等品の確認結果は、同等品確認申請者に対し個別に通知します。また、一般競争入札参加表明書の提出者全てに通知します。

7. 入札執行の日時及び場所

本入札は郵便入札により執行します。郵便入札については別紙「郵便入札の手引き」を参照してください。

- (1)入札書到着期限 令和6年1月26日(金)
- (2)開札日時 令和6年1月29日(月) 午後2時30分
- (3)開札場所 葛城市役所 新庄庁舎4階会議室
- (4)開札の立ち合いを希望する場合は、「郵便入札立会届兼委任状」を持参してください。

8. 入札の方法等

- (1)本入札は郵便入札により実施しますので、別紙「郵便入札の手引き」により入札書等を作成し記名押印のうえ、郵送してください。
- (2)入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (3)入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4)入札執行回数は、1回とします。
- (5)入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、葛城市契約規則(平成16年葛城市規則第34号)その他関係法令等を遵守してください。

9. 競争入札参加資格の確認等

- (1)落札候補者となった者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」といいます。)を提出してください。開札後、競争入札参加資格の確認を実施します。
 - ア 提出期限 令和6年2月1日(木) 午後3時まで
 - ※ 期限までに提出されない場合は失格となります。
 - ※ 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。
 - イ 提出場所 葛城市役所 総務部 管財課(新庄庁舎4階)
 - ウ 提出部数 各1部
 - エ 提出方法 持参により提出してください。
- (2)申請書は様式1により作成してください。
- (3)競争入札参加資格確認資料は、次に従い作成して下さい。
 - ア 誓約書兼同意書(様式3)の書面を提出してください。
 - イ 同等品をもって入札参加される場合は、入札説明書第6の同等品確認申請書兼確認結果通知書の写しを提出してください。
- (4)申請書等の作成に関する説明会は実施しません。
- (5)その他
 - ア 申請書等の作成及び提出にかかる経費は、提出者の負担とします。

- イ 提出された申請書等を競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書等は返却しません。
- エ 提出期限の日以降における申請書等書類の差し替え及び再提出は認めません。
- オ 申請書等に関する問い合わせ先 入札説明書4.(2)に同じ。

10. 入札の無効

この競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、葛城市入札者心得に示した条件又は入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

11. 落札者の決定方法

予定価格の範囲以内で最低の価格（及び最低制限価格がある場合はその価格）をもって有効な入札を行った者から順番に落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

「くじ」は入札書に記載された「くじ番号」及び入札書郵送時に郵便局より貼付された「書留お問い合わせ番号」により決定します。詳しくは別紙「郵便入札の手引き」を参照してください。

開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し入札結果を通知します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書の作成等

要します。葛城市契約規則第19条の規定により契約書を作成し、落札決定後速やかに契約を締結します。ただし、落札（候補）者が契約締結までの間に、入札参加資格の喪失又は葛城市の指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

本事業は入札公告第6の第7号に該当しません。

(3) 予定価格及び最低制限価格

予 定 価 格 金 4,120,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

最低制限価格 金 - 円（消費税及び地方消費税を除く。）

(4) 支払条件

前金払 無

中間前金払又は部分払 無

(5) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措

置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(6) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはなりません。

14. 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 契約条項等を示す場所及び入札手続きを担当する課

〒 639-2195

奈良県葛城市柿本166番地（新庄庁舎）

葛城市役所 総務部 管財課

TEL：0745-44-8217（直通）

FAX：0745-69-6456

(2) 入札説明書に対する問い合わせ先

葛城市役所 教育部 学校教育課

TEL：0745-44-5108

FAX：0745-48-3200

※入札説明書等は、葛城市公式ホームページに掲載

葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱抜粋

別表（第3条、第4条関係）

（措置要件）

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。